

第249回埼玉県都市計画審議会

令和4年7月21日午前10時00分開会

場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第249回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます、埼玉県都市整備部都市計画課副課長の宮田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。現在16名の御出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りした資料が配布資料一覧表、議案概要一覧表、議案書、別添、資料1、参考資料1、参考資料2でございます。なお、別添及び参考資料1につきましては、閉会后回収させていただきます。加えて、本日机の上にお配りいたしましたのが、次第、座席表、委員名簿でございます。以上でございますが、不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今年度最初の都市計画審議会でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、当審議会会長で東洋大学教授の尾崎晴男様でございます。

○議長（尾崎） よろしくお願ひします。

○事務局 埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定する学識経験者として、弁護士の今井眞弓様です。

○今井委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局 東京国際大学教授の平木いくみ様です。

○平木委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局 埼玉県農業会議副会長の小倉和夫様です。

○小倉委員 小倉です。よろしくお願ひします。

○事務局 上尾商工会議所会頭の神田博一様です。

○神田委員 神田でございます。よろしくお願ひします。

○事務局 早稲田大学講師の青木千帆子様です。

○青木委員 青木と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局 次に、同第2号に規定する関係行政機関の委員として、関東農政局長の犬角亨様です。

○犬角委員 よろしくお願ひします。

○事務局 関東地方整備局長の廣瀬昌由様です。

- 廣瀬委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 続きまして、同第4号に規定する県議会の議員として、吉良英敏様です。
- 吉良委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 岡田静佳様です。
- 岡田委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 永瀬秀樹様です。
- 永瀬委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 田村琢実様です。
- 田村委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 金野桃子様です。
- 金野委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 辻浩司様です。
- 辻委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 権守幸男様です。
- 権守委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 次に、同第5号に規定する市町村議会の議長の代表として、所沢市議会議長の大石健一様です。
- 大石委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 続きまして、同条例第3条第2項に規定する専門委員として、前公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会会長の江原貞治様です。
- 江原委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 なお、本日は御出席いただいておりますが、学識経験者として日本大学教授の大沢昌玄様、市町村長を代表する委員として鴻巣市長の原口和久様、毛呂山町長の井上健次様、県議会の議員として小川真一郎様、市町村議会の議長の代表として川島町議会議長の小峯松治様に御就任いただいております。

また、同条例第2条第1項第2号に規定する関係行政機関の委員の関東運輸局長及び同3条第1項に規定する各臨時委員におかれましては、現在委嘱手続中でございます。

ここで幹事を代表いたしまして、埼玉県都市整備部長の村田から御挨拶を申し上げます。

- 幹事（都市整備部長） おはようございます。都市整備部長の村田でございます。今年度最初の都市計画審議会でございますので、幹事を代表して一言御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には、日頃から埼玉県の都市計画行政の推進に御支援、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。本審議会は、昭和44年に設置されまして、これまで5,000件を超える案件を御審議いただいております。おかげをもちまして、県内各地域では都市計画や都市づくりが順調に進んでお

りまして、重ねて感謝を申し上げます。

さて、埼玉県は昨年、誕生から150周年を迎えました。今年4月からは、次の150年に向けた第一歩として、新たな「埼玉県5か年計画」がスタートしております。この計画では、「安心・安全の追究」、「誰もが輝く社会」、そして「持続可能な成長」の3つを将来像として掲げております。まちづくりの分野を担う私ども県都市整備部といたしましては、主に1つ目の「安心・安全の追究」と3つ目の「持続可能な成長」の面を中心に施策を展開して参りますが、それを通じまして、2つ目の「誰もが輝く社会」の実現に寄与して参りたいと考えております。すなわち、埼玉県にお住まいの皆様、埼玉県を訪れる方々が笑顔でお過ごしをいただけるようなまちづくりに、市町村・民間事業者の皆様と連携し、国の御助言もいただきながら取り組んで参る所存でございます。

委員の皆様には引き続き御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、議事に入ります前に、お手元のマイクの使用について留意点を御案内いたします。御発言の際にはボタンを押していただき、御発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押していただきますようお願いいたします。

それでは、この後は審議会条例第5条第1項の規定により、尾崎会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

改めて御挨拶申し上げます。本審議会の会長を務めております尾崎でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、皆様方お忙しい中、また昨今熱中症あるいは感染症と、いろいろ心配の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。皆様の御協力をいただきまして、審議は慎重かつ効率的に進めて参りたいと存じますので、よろしく御協力のほどお願ひ申し上げます。

それでは、まず本日の会議録の署名委員でございますけれども、本審議会運営規則第5条第2項の規定によりまして、会長の私から指名させていただきたいと存じます。本日は、平木委員様、それから吉良委員様にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱、こちらに基づきまして原則公開となっております。私としましては、本日の案件につきまして非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開で進めさせていただきたいと存じます。

事務局に伺います。傍聴者、御希望の方いらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいます。

○議長（尾崎） それでは、ここで傍聴者の入場を許可いたします。よろしくお願いいたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（尾崎） それでは、お待たせいたしました。傍聴者の方々に傍聴上の注意を申し上げたいと存じます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領、こちらをよく読んでいただいて、遵守をしていただきたいと思います。この傍聴要領、こちらに反する場合には退場をしていただくことがございますので、御注意をお願い申し上げます。

それから、新聞の報道関係の方がおられると伺いましたので、ただいまより写真撮影などございましたら許可いたしますが、御希望はございますか。よろしいですか。

では、写真撮影はないということですので、進めさせていただきます。

それでは、ただいまより第249回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、議第5259号「朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、こちらをはじめとする12議案について御審議をお願いすることとなっております。

類似の議案がございますので、まとめて審議したいと存じます。個別の審議に入る前に、各議案の関連性などについて幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、次第の2、議事を御覧いただきたいと思います。本日は12議案について御審議いただきます。

議第5259号から議第5266号までの8議案につきましては、昭和45年からおおむね5年ごとに実施しております都市計画の定期見直しに関する案件でございます。このうち第5259号から第5263号までの5議案は、朝霞都市計画、上尾都市計画ごとを一括して御審議いただければと存じます。また、議第5264号から議第5266号の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の3議案でございますが、類似案件といたしまして一括して御審議いただければと存じます。

総括させていただきますと、議第5259号から議第5261号までの3議案を一括審議、議第5262号と議第5263号の2議案を一括審議、そして議第5264号から議第5266号までの3議案を一括審議としていただきまして、合計で7件にまとめられるかと存じ上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

ただいまの説明のとおり、関連する議案についてはまとめて審議したいと存じますけれども、委員の皆様いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

それでは、まず議第5259号から議第5261号、こちらの3議案、これは関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議案について御説明させていただきます。申し遅れました、すみません、都市計画課長の小島でございます。よろしくをお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

まず、個別の議案に入る前に、都市計画の第8回定期見直しについて御説明いたします。

前方のモニターを御覧ください。県では、都市計画法の規定に基づきまして、おおむね5年ごとに人口、産業、土地利用、交通などに関する都市計画基礎調査を実施しており、この結果を基に都市計画の定期的な見直しを実施しております。埼玉県では、昭和45年以降これまでに定期的な見直しを7回実施しており、現在は国勢調査が行われた平成27年を基準年とする8回目の定期見直しに着手しております。

定期見直しの対象となる県が定める都市計画は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と区域区分の2つの都市計画でございます。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは、都市計画法第6条の2に基づき都市計画の基本的な方針を定めるもので、埼玉県では県の都市計画の基本指針として策定したまちづくり埼玉プランに基づき定めております。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、さいたま市の区域を除く39都市計画区域でそれぞれ定めております。

今回の定期見直しでは、基準年を平成22年から平成27年に変更するとともに、県の諸計画の改正を踏まえた見直しを行います。区域区分は、都市計画法第7条に基づき計画的な市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域の区分を定めるものでございます。

今回の定期見直しでは、さいたま市の区域を除き、区域区分を定めている33の都市計画区域について基準年を変更するとともに、関係機関との調整が整った地区の市街化区域への編入などを行います。今回は、関係機関との調整が整った5つの都市計画区域について見直しを行うものでございます。

それでは、個別の議案説明に入らせていただきます。議第5259号から議第5261号までの朝霞都市計画に関する3議案につきましては関連がございますので、一括で御説明させていただきます。

朝霞都市計画区域は朝霞市の全域から成り、県の南部、都心からおおむね20kmに位置しております。まず、第5259号の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更につきまして御説明申し上げます。

議案書は5ページから30ページとなります。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針で定める事項は、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、主要な都市計画の決定の方針、方針図の4つでございます。

初めに、都市計画の目標について御説明いたします。都市計画の目標では、まちづくり埼玉プランで基本理念として掲げたコンパクトなまちの実現、地域の個性ある発展、都市と自然・田園との共生を県全体の基本理念としております。

また、まちづくり埼玉プランでは、県南ゾーン、圏央道ゾーン、県北ゾーンそれぞれにおきまして、基本理念を実現するための主な取組を掲げております。朝霞都市計画区域につきましては、オレンジ色の破線で囲まれた県南ゾーンに位置しております。基本理念1のコンパクトなまちの実現におきましては、県南ゾーンの地域の特性を踏まえ、引き続き駅を中心に多様な都市機能を集積する、駅周辺で中高層の都市型居住を進めるとし、また、まちづくり埼玉プランなどの県の諸計画の改正を反映し、中心市街地へのアクセス性を高める、職住が近接したまちづくりを推進する、環境への負荷を低減し、エネルギー効率のよい脱炭素社会の実現を図るといった取組を追記しております。

基本理念2の地域の個性ある発展におきましては、高速道路インターチェンジ周辺や主要幹線道路周辺などで産業基盤づくりを進めることを追記しております。

基本理念3の都市と自然・田園との共生におきましては、引き続き身近な緑を保全、創出、活用することとしております。

続きまして、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針でございます。朝霞都市計画では、法令に基づき区域区分を定めることとなっております。基準年につきましては、平成22年から平成27年に変更しております。また、目標年次につきましても、平成37年から令和12年に変更し、計画人口などの数値を更新しております。

次に、主要な都市計画の決定の方針でございます。主要な都市計画の決定の方針のうち、特に土地利用に関する方針の見直し内容についてでございますが、都市防災に関する方針においては、新たに策定された埼玉県地域強靱化計画を踏まえて防災都市づくりを推進するよう見直しをしております。また、都市緑地法等の改正を踏まえ、都市内の緑地の維持などに関する方針を追加しております。

次に、方針図についてでございます。朝霞都市計画区域におきましては、この後御説明いたします市街化区域の編入を踏まえて、市街化区域を示す黄色い範囲を拡大しております。

続きまして、議第5260号の朝霞都市計画区域区分の変更につきまして御説明いたします。議案書は、31ページから37ページとなります。本議案は、朝霞市のあずま南地区について、市街化調整区域から市街化区域に編入するものでございます。

初めに、あずま南地区の位置でございます。赤く囲んだあずま南地区は、既に定められております市街化区域に隣接し、面積が約13.5haとなります。東武東上線朝霞駅から北東へ約1.5kmに位置し、東京外かく環状道路に接続する国道254号バイパスに近接した交通の利便性に優れた地区でございます。また、地区の南東側は和光市との行政界に接しております。

続きまして、現在の状況でございます。このたび土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。こちらは、土地利用計画図の案でございます。赤い破線が今回編入する区域となっており、道路や公園などを適切に配置し

つつ、工業系の土地利用を図る予定でございます。

続きまして、区域区分の計画書でございます。本地区面積約13.5haを市街化区域に編入いたします。また、都市計画区域の面積につきましては、国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調」におきまして計測方法が変更されたため、朝霞市の面積が約1,838haから約1,834haに修正されました。これにより、朝霞都市計画区域の市街化区域の面積が約1,064haから約1,078haに、また市街化調整区域の面積が約774haから約756haになるものでございます。

続きまして、議第5261号の朝霞都市計画道路の変更につきまして御説明いたします。議案書は、39ページから47ページとなります。本議案は、朝霞都市計画の都市計画道路1路線を変更するものでございます。今回変更いたします3・2・10号志木和光線は、志木市境を起点とし、和光市境を終点とする延長約3,420m、代表幅員36m、4車線の都市計画道路でございます。今回変更する箇所は赤い円で示した箇所であり、先ほどの議第5260号の区域区分の変更による土地利用に伴い、一部区域を削除するものでございます。

具体的な変更について、拡大図にて御説明いたします。3・2・10号志木和光線の沿道では、新たに土地区画整理事業による計画的な市街地整備が予定されております。これに伴い、当初本路線は周辺市道との接続を想定した形で決定しておりましたが、本路線と市道との接続計画を再検討した結果、北側の交差点で接続が確保でき、またアクセス性を十分に担保できることから、新たな交差点は設置しないことといたしました。このため、黄色で示した隅切り部を削除するものでございます。

議第5259号から議第5261号の都市計画の変更につきまして、2週間案を縦覧に供しましたころ、意見書の提出はございませんでした。また、朝霞都市計画区域を構成する朝霞市及び志木和光線が通る志木市に対して意見照会しましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5259号から議第5261号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

それでは、ただいまの3件でございましたけれども、ただいまの説明に関しまして御意見、御質問、どのようなことでも結構ですけれども、ございましたらお願いいたします。いかがでございましょうか。何かございましたら、御遠慮なくどうぞ。いかがですか。ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） それでは、御意見ないようでございますので、議第5259号から議第5261号、こちらの3議案につきまして、一括して採決をさせていただきます。

議第5259号から議第5261号、こちらの3議案につきまして、原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

では、続きまして、議第5262号及び議第5263号、こちらの2議案につきましては関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、続きまして御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

議第5262号及び議第5263号、上尾都市計画に関する2議案につきまして、一括して御説明させていただきます。先ほどの朝霞都市計画と類似する箇所が多いため、簡潔に説明させていただきます。

議案書は49ページから81ページでございます。それでは、前方のモニターを御覧ください。上尾都市計画区域は、上尾市、伊奈町で構成され、県の南東部、都心からおおむね40kmに位置しております。

まず、議第5262号の整備、開発及び保全の方針の変更につきまして御説明いたします。初めに、都市計画の目標についてでございます。上尾都市計画区域につきましては、緑色の破線で囲まれた圏央道ゾーンに位置しております。基本理念1のコンパクトなまちの実現におきましては、圏央道ゾーンの特性を踏まえ、引き続き中心市街地に多様な都市機能を集積する、都市の利便性と田園のゆとりを共存していくとし、朝霞都市計画と同様に職住が近接したまちづくりを推進する、環境への負荷を低減し、エネルギー効率のよい脱炭素社会の実現を図るといった取組を追記しております。

基本理念2、地域の個性ある発展につきましては、引き続き圏央道ゾーンのアクセス性を生かし、産業集積を図り、雇用の場を確保することで、次世代が暮らしてみたくなる魅力的なまちづくりを進めることとしております。

また、基本理念3、都市と自然・田園との共生につきましては、田畑や里山を活用しつつ、良好な田園と自然を保全することとしております。

続いて、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針でございます。上尾都市計画につきましても、法令に基づき区域区分を定めることとなっております。また、朝霞都市計画と同様に基準年を平成27年に変更し、目標年次を令和12年として数値を更新しております。

次に、主要な都市計画の決定の方針でございます。都市防災に関する方針の見直しなどについて、朝霞都市計画と同様の考え方で見直しをしております。

次に、方針図についてでございます。今回市街化区域編入を予定している部分につきましては、この後御説明いたします赤色で囲った鴨川沿線部分となっております。

続きまして、議第5263号の上尾都市計画区域の区分の変更につきまして御説明いたします。議案書は、75ページから81ページでございます。本議案は、上尾市の上尾大谷南部鴨川沿線地区について、市街化調整区域から市街化区域に編入するものでございます。

まず、上尾大谷南部鴨川沿線地区の位置でございます。赤線で囲った当地区は、西側の既に定ま

っております市街化区域に隣接しており、面積は約0.5haとなります。J R 高崎線上尾駅から南へ約1.5kmに位置し、周辺は住宅地となっており、地区の東側には一級河川鴨川が流れております。

続きまして、現在の状況でございます。赤線で囲まれた範囲が、上尾大谷南部鴨川沿線地区でございます。本件は、河川改修により河川境界が変わったことから、区域区分を変更するものでございます。

続きまして、区域区分の計画書でございます。本地区面積約0.5haを市街化区域に編入いたします。また、都市計画区域の面積につきましても、朝霞都市計画と同様に計測方法が変更され、上尾都市計画区域を構成する上尾市、伊奈町の面積が変更されたことから、上尾都市計画区域の面積が約6,035haから約6,030haに修正されました。これにより、市街化区域の面積が約3,096haから約3,097haに、市街化調整区域の面積が約2,939haから約2,933haになるものでございます。

議第5262号及び議第5263号の都市計画の変更につきまして、2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、上尾都市計画区域を構成する上尾市及び伊奈町に対して意見照会をしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5262号及び議第5263号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

では、ただいまの説明に関しまして御意見あるいは御質問がある方は、どうぞ御遠慮なく御発言ください。いかがでございましょう。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ございませんようですので、では議第5262号及び議第5263号、こちらの2議案につきまして、一括して採決をさせていただきます。

議第5262号及び議第5263号の2議案につきまして、原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第5264号から議第5266号、こちらの3議案を一括して議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 続きまして、御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、議第5264号「秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から議第5266号「小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」一括して御説明させていただきます。

議案書は83ページから139ページでございます。前方のモニターを御覧ください。秩父、ときがわ、小鹿野都市計画区域の3議案についてでございますが、いずれも区域区分を定めておりませんので、

整備、開発及び保全の方針の変更のみとなります。これら3区域につきましても、基本的には今まで御説明申し上げました朝霞都市計画、上尾都市計画と同様の考え方で見直しをしたものでございます。

まず、都市計画の目標についてでございます。秩父及び小鹿野都市計画区域につきましては、紫色の破線で囲まれた県北ゾーンのうち秩父地域に、ときがわ都市計画地域につきましては緑色の破線で囲まれた圏央道ゾーンにそれぞれ位置しております。ときがわ都市計画につきましては、区域区分の決定の有無を除き、先ほど御説明した圏央道ゾーンである上尾都市計画と同様の考え方で見直しておりますので、県北ゾーン、秩父地域の例示として、ここでは秩父都市計画について御説明させていただきます。

県北ゾーンである秩父都市計画区域の基本理念1、コンパクトなまちの実現におきましては、中心市街地の機能維持を引き続き掲げ、また県南ゾーンや圏央道ゾーンと同様に職住が近接したまちづくりを推進する、環境への負荷を低減し、エネルギー効率のよい脱炭素社会の実現を図るといった取組を追記しております。

基本理念2と3につきましては、引き続き豊かな自然、歴史、文化を生かすや、秩父山地や荒川などを活用・保全するなど地域特性を反映した記述としております。

次に、区域区分の決定の有無でございますが、秩父、ときがわ、小鹿野都市計画区域につきましては都心からの距離もあり、地理的に開発圧力を受けにくいことや人口の動態や産業の業況はおおむね減少傾向にあることなどから、引き続き区域区分を定めないこととしております。

次に、主要な都市計画の決定の方針でございます。土地利用に関する方針の主な見直し内容につきましては、朝霞都市計画、上尾都市計画と同様に都市防災に関する方針などの見直しをしております。また、区域区分を定めていない都市計画区域においても、用途地域などの活用により秩序ある土地利用を図るよう方針を追記しております。

次に、方針図でございます。今回の見直しに当たり、従前からの変更はございません。

議第5264号から議第5266号の都市計画の変更につきまして、2週間案を縦覧に供しましたころ、意見書の提出はございませんでした。また、秩父都市計画区域を構成する秩父市、横瀬町及び皆野町、ときがわ都市計画区域を構成するときがわ町、小鹿野都市計画区域を構成する小鹿野町に対して意見照会をいたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5264号から議第5266号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

では、ただいまの説明に関しまして、3件ございましたが、どれでも構いませんけれども、御意見あるいは御質問等ございますでしょうか。ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） それでは、議第5264号から議第5266号までの3議案につきまして、一括して採決を

させていただきます。

議第5264号から議第5266号、こちらの3議案につきまして、原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

では、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議第5267号「羽生都市計画道路の変更について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 続きまして、御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、議第5267号の羽生都市計画道路の変更につきまして御説明いたします。

議案書につきましては、141ページから157ページとなります。前方のモニターを御覧ください。

羽生都市計画区域は、羽生市の行政区域の全域から成り、都心から約60km圏、本県の北東部に位置しております。本議案は、羽生都市計画区域内の都市計画道路3路線を変更するものでございます。

今回変更する路線は、3・3・1号国道122号線、3・3・17号国道125号羽生バイパス線及び3・3・18号国道125号羽生バイパス線の3路線でございます。まず、3・3・1号国道122号線は群馬県境を起点とし、加須市境を終点とする延長約8,020m、代表幅員23.5mの都市計画道路でございます。続いて、3・3・17号国道125号羽生バイパス線は行田市境を起点とし、国道122号線との交差点を終点とする延長約2,320m、代表幅員23.5mの都市計画道路でございます。続いて、3・3・18号国道125号羽生バイパス線は、国道122号線との交差点を起点とし、加須市境を終点とする延長約1,750m、代表幅員23.5mの都市計画道路でございます。これらの3路線の変更箇所は、赤い円で示した箇所となります。

具体的な変更内容につきまして、拡大図にて御説明いたします。お示ししているのは、3・3・1号国道122号線のうち、国道122号と国道125号の重用区間でございます。本路線は、現在4車線道路として供用しておりますが、沿線への大型商業施設や物流倉庫の開業が相次いでいることから交通需要が高まっており、慢性的に渋滞が発生しております。このことから円滑な交通ネットワークを形成するため、本区間の上下線に車線数を追加するとともに、車線追加に伴い接続部の交差形状を変更するものでございます。

こちらの図につきましては、重用区間の拡大図でございます。赤色で示したとおり、北側へ拡幅するものでございます。

こちらは、重用区間の標準横断図です。変更前、総幅員23.5m、車道両側に歩道などのスペースを確保した4車線の路線を、変更後、総幅員30m、車道数を上り下りとも1車線ずつ増やして、計6車線といたします。

こちらの図は、重用区間の西側の拡大図でございます。重用区間の6車線化に伴い、赤色で示し

たとおり、接続部の交差点形状を変更いたします。

こちらは、交差点形状の変更箇所を具体的に示した図になります。車線数の追加の影響により交差点範囲が拡大しますが、交通の流れにつきましては大きな変更はございません。

こちらの図につきましては、重用区間東側の拡大図でございます。先ほどと同様に、重用区間の6車線化に伴い、赤色で示したとおり、接続部の交差点形状を変更いたします。

こちらは、交差点形状の変更箇所を具体的に示した図となります。車線数追加の影響により交差点範囲が拡大しますが、交通の流れとしては大きな変更はございません。また、当該接続部の東側については、羽生市の市道区域の活用により事業効果の向上が図られることから、一部区間について線形を変更いたします。

こちらの図については、当該接続部東側の拡大図でございます。黄色で示した区域を削除し、赤色で示した区域を追加するものでございます。さらに、今回の変更に合わせて、3・3・1号国道122号線の重用区間については車線数を6車線と定め、3・3・1号国道122号線の重用区間以外、3・3・17号国道125号羽生バイパス線、3・3・18号国道125号羽生バイパス線につきまして、4車線と定めるものでございます。

この都市計画道路の変更について、2週間案を縦覧に供しましたころ、意見書の提出はございませんでした。また、この都市計画の変更の案について、羽生市に対して意見を照会しましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5267号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

では、ただいまの説明に関しまして、御意見あるいは御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ないようでございますので、それでは議第5267号、こちらの議案につきまして採決をいたします。

議第5267号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定をいたします。

では、次に議第5268号「越谷都市計画道路の変更について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、続きまして御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、議第5268号、越谷都市計画道路の変更につきまして御説明いたします。

議案書は159ページから167ページでございます。このほかに資料1といたしまして、意見書の要旨、参考資料1といたしまして意見書の写しがございます。前方のモニターと併せて、こちらの資料につきましても御覧ください。それでは、前方のモニターをお願いいたします。

越谷都市計画区域は、越谷市、吉川市及び松伏町の全域から成り、都心から約30km圏、本県の南東部に位置しております。本議案は、越谷都市計画区域内の都市計画道路に関わる1路線を変更するものでございます。

今回変更いたします3・3・3号浦和野田線は、越谷市の国道4号を起点とし、千葉との県境を流れる江戸川までに至る延長約8,280m、代表幅員25mの都市計画道路でございます。

まず、議案の説明に先行し、本議案と関連する道路網状況について御説明いたします。こちらは、埼玉県南東部の道路ネットワークを示したものでございます。浦和野田線及び国道463号は、埼玉県の東西交通として東京外環自動車道、国道298号、国道16号を補完する重要な幹線道路であり、国が整備を進めている東埼玉道路のアクセス路線でもございます。現在国道463号バイパスが国道4号まで整備されていますが、国道4号より東側のネットワークが未完成な状況となっております。

3・3・3号浦和野田線は、現在図に示すとおり、国道4号から千葉県境である野田橋までの整備を順次行っておりまして、県南東部地域の東西ネットワーク強化を図るためにも、未着手区間を早期に整備する必要がございます。今回御説明する浦和野田線の変更は、赤丸で囲んだ赤の点線で示してある未着手区間1.3kmに関するものでございます。

それでは、変更の内容について御説明いたします。変更前の浦和野田線は、青色で示したように、一級河川元荒川が北側へ改修されることを見越して、赤色で示した廃川敷の利用を前提とした線形としていましたが、元荒川は良好な河川環境と景観を形成していること、計画流量を流すために十分な河積が確保されていることから、元荒川の改修は行わず、河川環境を保全する方針といたしました。このため、道路線形を再検討した結果、変更後のとおりの線形としたものでございます。

これまでの都市計画変更に向けた経緯を御説明いたします。県では、地元越谷市とともに様々なルート案の比較検討を行って参りました。その結果、国道4号、県道足立越谷線などの幹線道路及び北越谷地内の生活道路との接続や事業の実現性などから、元荒川の左岸側を通るルートを選定いたしました。このルート変更については、平成30年から令和元年までに地区ごとに延べ14回の地元説明会や地元自治会などとの意見交換会を実施し、住民合意形成に努めて参りました。

令和3年3月には、コロナ禍を踏まえ、都市計画変更案の内容や都市計画手続に着手していく旨を県ホームページに掲載し、いただいた意見を踏まえながら都市計画手続に着手する予定としておりましたが、地下方式での整備要望や多くの皆様方から対面での説明会開催の要望をいただいたことから、都市計画変更手続を一時保留とし、改めて住民の方々との意見交換を行い、合意形成を図ることといたしました。

その後、令和3年5月からは地元の皆様と双方向の意見交換会を月1回程度で6回実施いたしま

した。その中で、当初から要望のあったトンネル案に加え、左岸半地下案、左岸盛土案についての提案をいただき、県といたしましては地元の皆様から御提案いただいた3案について技術的な比較検討を実施することとし、県が考える3案と併せて合計6案について地元の皆様と検討させていただきました。こちらが地元の皆様から御提案いただいた3案と県が考える3案を示した絵でございます。

これら6案につきまして検討を重ねた結果、主要道路並びに沿道との接続が可能であり、道路のネットワークが形成され、地域の渋滞緩和、通過交通の減少などの効果が期待されること、現状の河川と重ならない計画であるため、動植物などの河川環境への影響が少ないこと、ほかの5案と比較し、総事業費が最も安価な構造となること、これらを踏まえまして、県では左岸平面案が最適と判断いたしました。

この選定結果を踏まえ、6つのルート案の検討内容、選定経緯、都市計画変更案について、令和3年10月から地区ごとに延べ8回の説明会を実施し、住民合意形成を図って参りました。

これらの経緯を踏まえまして、浦和野田線は左岸平面案で線形を変更し、併せて車線数を4と定めるものでございます。

この都市計画の変更について、2週間案を縦覧に供しましたころ、賛成が1通、反対が18通、合計19通の意見書の提出がございました。今回提出されました意見につきましては、ここにございますとおり5つに分類いたしました。分類ごとに要旨と県の見解について御説明いたします。

まずは、賛成意見がありました分類1、道路の建設に対する意見並びに分類4、生活環境に対する意見についてでございます。初めに、分類1、道路の建設に対する意見について御説明いたします。意見要旨を区分分けし、御説明いたします。

区分1、国道463号バイパスが現在国道4号まで整備されているが、元荒川工区1.3kmを残すのみとなっており、広域的な東西道路ネットワークの強化を図るため、本区間を早期に整備するべきである。との意見でございます。県の見解といたしましては、浦和野田線は国道463号と併せ、県の東西交通の一端を担う重要な幹線道路でございます。現在県では、本路線の整備を順次進めており、全長約8.3kmのうち約4.8kmの整備が完了しております。未着手区間についても早急に整備を行い、東西道路ネットワークの強化を図る必要がございます。

続きまして、区分2、北越谷停車場線と越谷流山線の交差点部や北越谷周辺では、朝夕の交通渋滞が発生しているため、この改善のため浦和野田線の整備が必要である。との意見でございます。県の見解といたしましては、現在は東西の幹線ネットワークが構築されていないことにより、北越谷の市街地に通過交通が流入するところが渋滞の一因となっています。また、本路線の整備により流入車両が減少し、北越谷地区の生活道路における安全確保も期待されます。

続きまして、区分3、大規模災害発生時には、避難、救援、物資輸送のために広い道路が必要であり、北越谷地区内では東西方向の広い幅員道路が不足している。浦和野田線の整備ができれば、

地域の防災力の向上が期待できる。との意見でございます。県の見解といたしましては、市街地における大規模地震時には、電柱や建物等の倒壊で車道が塞がれ、人や緊急車両が通行できないおそれがあり、迅速な避難や救援に支障を来します。電線類を地中化した幅員25mの道路が整備されることにより、地域の防災力の向上が期待されます。

続きまして、分類4、生活環境に対する意見について御説明いたします。区分1、現在東武鉄道を横断する通過車両が多く、歩行者や自転車の通行に危険な状況となっているが、浦和野田線の整備により北越谷駅周辺の道路の交通量の減少、事故の抑制が期待できる。との意見でございます。県の見解といたしましては、浦和野田線の整備により神明橋から北越谷地区への流入交通や東武鉄道横断部の交通の減少が見込まれ、事故の抑制効果が期待されます。

続きまして、区分2、浦和野田線の整備をきっかけに人や物の移動が活発になり、沿線地域全体の活性化が期待できる。との意見でございます。県の見解といたしましては、国道463号及び本路線の沿線では新たなまちづくりが進められ、にぎわいや雇用の創出など、地域に大きな効果をもたらしています。本路線の整備により東西ネットワークが強化され、人や物の移動が活発となり、沿線地域全体の活性化が期待されます。

続きまして、分類ごとに反対意見に関わる要旨と県の見解について御説明いたします。分類1、道路の建設（計画）に対する意見について御説明いたします。同種のことを区分分けし、説明いたします。

区分1、道路の建設による立ち退きに動転している人の隣には、高額の買取りを期待している人もおり、住民コミュニティーの分断を強いるものである。をはじめ8件の意見でございます。県の見解といたしましては、越谷市都市計画マスタープランでは、北越谷地区の安全安心な地区づくりを掲げ、都市の発展を支える道路網の形成、円滑で利便性の高い道路網の整備を推進していくこととしております。本路線の整備を促進することにより、広域的な地域間の交流、連携や地域の活性化など様々な効果が期待されます。本事業を進める際には、権利関係者の方々の個々の事情を伺いながら丁寧に進めて参ります。

続きまして、区分2、道路を造る理由が明確でない。をはじめ5件の意見でございます。県の見解といたしましては、既存の道路においては慢性的な交通渋滞の発生をはじめ、様々な問題を抱えています。本路線は、広域的な地域間の交流、連携や社会経済活動の活性化を図ることはもとより、周辺道路の交通の円滑化などを図るためにも整備が必要と考えております。

続きまして、区分3、本路線が計画されて以来三十余年が経過しており、その間ほとんど進展しておらず、放置されていたと言っていい本計画は、そもそも無理のある計画だったと言っても過言ではない。をはじめ2件の意見でございます。県の見解といたしましては、本路線は県南東部を東西に連絡する広域幹線道路として1959年10月に当初の都市計画決定をし、1988年4月に最終決定しております。現在起点から終点までの間について、順次整備を進めております。本路線は、県南東

部の東西ネットワーク強化を図る要の路線であり、周辺道路の渋滞解消、災害時物資輸送などにも資する地域の発展に必要不可欠な路線でございます。

続きまして、分類2、計画ルートに対する意見について御説明いたします。区分1、1987年に原案が提示されたときには、区画整理された北越谷地域内には浦和野田線は敷設されないとしていたが、なぜ突如覆すのか。をはじめ5件の意見でございます。県の見解といたしましては、河川法改正により、流下能力が確保されている河川は大幅な環境改変を伴う河道改修が原則認められなくなりました。現在の元荒川の当該区間については流下能力が確保されており、良好な自然環境と景観を形成していることから、河道改修の対象外となりました。このため、廃川敷の利用を前提とした計画ルートを見直す必要が生じております。都市計画変更案の道路構造については、先ほどの御説明のとおり、左岸平面案をはじめ複数案について様々な観点から比較検討を行い、県としては左岸平面案が最適と判断しております。

続きまして、区分2、意見交換会で基礎地盤の補強が必要であることが示されていたが、堤防からの浸透など、ハザードマップより液状化リスクに対して基礎的工事の対策が必要となると、この場所に道路を造ることに不安や心配を覚える。との意見でございます。県の見解といたしましては、今回の計画案である左岸平面案については、ほかの計画案と比較し土地の改変が少なく、基礎地盤への影響は少ないものと考えております。整備に当たっては、基礎地盤への影響を考慮して進めて参ります。

続きまして、分類3、自然環境に対する意見について御説明いたします。区分1、河川敷に生息する動植物による豊かな自然と景観によって人々が癒やされる空間となっているが、計画道路の建設による影響力は想像を超える危惧がある。道路の必要性は理解できても、それを引き換えに失う自然の価値の大きさは計り知れない。をはじめ7件の意見でございます。県の見解といたしましては、現在の元荒川は良好な自然環境と景観を形成していることから、浦和野田線は河川に極力影響を及ぼさないよう河川環境を最大限保全する道路計画としております。

続きまして、分類4、生活環境に対する意見について御説明いたします。区分1、文教大学は登下校をする生徒が数千に及ぶ。浦和野田線ができればそれを通過することになるが、交通信号でこれをさばき切れるのか。をはじめ10件の意見でございます。県の見解といたしましては、本路線と北越谷地区の生活道路の接続や地域交通の安全確保、また出津橋を利用する方々の安全対策などについては、引き続き地元の皆様の御意見を伺いながら関係機関と調整を行い、必要な安全対策を検討して参ります。

続きまして、区分2、交通量の増加による騒音は市民生活を脅かす。をはじめ11件の意見でございます。県の見解といたしましては、本路線では道路整備による生活環境への環境予測を行い、環境基準などを満たす結果となっております。整備に当たっては、生活環境への影響をできるだけ少なくするため、低騒音舗装や植樹帯の設置などを検討して参ります。また、供用開始後の状況も注

視しながら、環境基準などを上回る場合には関係機関とも調整の上、必要な対策を検討して参ります。

続きまして、区分3、浦和野田線に大間野南荻島線を接続することにより、住宅地に車が入ることになり、環境がかなり悪くなる。をはじめ2件の意見でございます。県の見解といたしましては、本路線と大間野南荻島線との接続により道路ネットワークが強化され、北越谷地区内の生活道路に流入していた通過交通の転換が図られ、周辺道路の渋滞緩和や同地区内の交通事故の抑制などが期待されます。このため、大間野南荻島線との接続は必要であると考えております。交通量の増加に対しましては、関係機関と安全対策について調整をして参ります。

続きまして、分類5、住民説明に対する意見について御説明いたします。区分1、地元の合意形成なくしてバイパス敷設はやらないと20年以上前から県は明言してきたが、今地元の合意は得られているのか。をはじめ10件の意見でございます。県の見解といたしましては、これまで県では本路線の都市計画変更に向けて、平成30年から地域の皆様へ本路線の必要性や方針などについて御説明し、合意形成に努めて参りました。令和4年2月に開催した公聴会において述べられた御意見につきましては、県の見解を公述人の方に回答するとともに、県ホームページにおいても掲載したところでございます。今後も引き続き地元の皆様の御意見をお伺いする機会を設け、合意形成に努めて参ります。

続きまして、区分2、県土整備部長より話があったワークショップ形式の活用を含めた合意形成の取組をしてほしい。との御意見でございます。県の見解といたしましては、道路整備における具体的な内容については、事業実施段階でワークショップ形式の活用も含め、引き続き関係者の皆様との合意形成を図るとともに、丁寧に事業を進めて参ります。

なお、意見書のうち都市計画の変更に関わらないと思われる意見につきましては、資料1の最後のページにお示ししております。

また、この都市計画の変更の案について、越谷市、吉川市及び松伏町に対して意見を照会しましたところ、賛成との回答をいただいております。なお、吉川市からは、道路整備に当たっては周辺環境対策について十分に検討されたいとの附帯意見が出されております。このことについて、県の見解といたしましては、今後も引き続き地元の皆様の意見を伺いながら、周辺環境対策などについて検討して参ります。

大変長い説明となりましたが、議第5268号の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

本件、意見書が提出されていると。それから、関係自治体からは賛成、附帯意見も頂戴しているようでございますけれども、この辺りの説明をいただいたところでございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見あるいは御質問等ございましたらよろしくお願

いします。いかがでございましょう。

辻委員さん、お願いします。

○辻委員 辻でございませう。私の地元の越谷市のことでもありますので、2点質疑、質問させていただきます。

今執行部からの御説明にもありましたけれども、今回の都市計画変更は、もともとは元荒川の流れをずらして、そこのどかした後の廃川敷にこの道路を通す予定だったものが、河川法との兼ね合いでこれができなくなって、川の流れは変えずに、その代わり道路を南側にずらして通すという計画変更であります。ところがこの南側にずらした先の住宅地というのが、既に区画整理が完了した良好な住宅地であることから、地元の方が非常に懸念を持っていらっしゃるということだというふうに思います。したがって、その計画変更とはいえ、もう新しい計画を作るぐらいの大きな変更でありますから、やっぱり県のほうも繰り返しおっしゃっていましたが、丁寧な住民の合意形成が必要なのだろうなというふうに思っております。かなり回数としても説明会を重ねてこられたということは、私も承知しております。

しかし、この県が回数を重ねたにもかかわらず、公聴会や、またこの意見書の中では、一方的な説明のみで対話をして解決を試みる動きが全くないなどの意見が出ていて、説明をしていることと合意の形成が必ずしも一致していないというふうに思っております。確かにこういったところに意見を出す方というのは、どうしてもやっぱり反対意見の方が多いと思いますので、こういうところに意見が出てくるからといって、必ずしも反対意見ばかりではないということも私も承知はしておりますが、しかしこういった形で反対意見や懸念する意見が可視化されているということもまた事実だと思います。こういった方々の御指摘を見ていきますと、確かに今平面案の必要性というところでは、他の地下方式や立体案等と比べれば平面案がいいよということは、私もそうかなというふうに思いますが、しかし平面案にしてもいろんな問題があって、そこに対する解決策は必ずしも提示されていないまま今日を迎えているのではないかなというふうに感じております。

具体的には、例えば議案書の165ページのこちらの位置図を見ていただくと分かると思うんですけども、ちょうどこの点線で囲んである元荒川工区の部分、この北側には水色、元荒川に囲まれた半島のような形で東側に突き出ている、これが荻島地区と言われるところですけども、この荻島地区の方は電車に乗るにしても、いろんな買物に行くにしても、その南側にあります北越谷のほうに移動をして生活をしているのですが、この25m道路ができることで、これが塞がれてしまうという状況になってしまっていて、先ほど文教大学の学生が千人単位で出入りするという話もありましたが、それプラス住民の生活圏も多くはこの北越谷で買物や様々なことをやっているということがあるので、塞がれてしまっているという状況があります。これを信号だけでさばけるのかとか、地元自治会からは、ここの部分だけは歩道との立体交差にできないのかとか、そういった具体的な案も出ておりますが、これらについての明確な方針というのはないのかなというふうに思っております。

また、こちらには小という文字が道路の南側にありますが、本当に北越谷小学校のすぐ横を通るということで、騒音とか大気汚染がどうなのかということも指摘をされております。

それから、この浦和野田線ができることで、浦和野田線に向かって一斉に住宅街の生活道路を抜けるように、車がこの浦和野田線にアクセスするために北越谷の住宅街を通行するようになるのではないかと、そうすると通学路の安全なんかどうなのか、そういった意見も出ております。これらは本当に道路の必要性とはまた別に、造るに当たって、そして平面案でやるに当たっても、やっぱりこういったものをきちんと解決してからでないと、なかなかこれを、懸念される事項は今後検討ということで、道路線形の変更だけを認めてくれといても、これはセットでないと、なかなか住民合意は図れないのではないかなというふうに思っております。

以上、私から述べた、住民から既に指摘されているこれらの懸案事項について、やっぱり具体案を示した上で計画変更をするということをするべきではないかなと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。これが1点目です。

あともう一点は、この住民合意形成の県の努力についてなのですが、先ほどワークショップ形式の方法を取り入れて住民合意を図るというようなお話がありました。これ私事で恐縮ですが、私も12月議会の一般質問で、知事に対してはこの道路整備、県としてはどういうふうに住民合意を取るのか、また県土整備部長に対しては、具体的にこの浦和野田線の整備に当たってワークショップなどやったらどうかというような質問をしました。その中で知事は、道路整備に当たっては旧来の手法によらず、計画の早い段階から地権者のみならず様々な利害関係者、沿道住民などの道路やスペースに対しての要望や関係を有する方々を集めて意見交換や意見集約を図るものとイメージしているという大きな考え方を示していきまして、県土整備部長からはワークショップ形式の活用も含めて引き続き合意形成を図りたいというふうにお答えいただいているんです。

したがって、私はこの都市計画変更案が出てくる前にこういったものを作って、そして住民合意を十分図って、そしてこの計画変更案が出てくるのかなというふうに思っていたんですが、そうではなくて、とにかく道路線形の変更を先に認めてくれと。それら、ほかの住民の合意形成については、ワークショップでも何でも後でやりますよという順番になっていて、だから住民合意がなかなか図れずに、これだけの反対意見が出てきてしまっているのではないかなというふうに思っているんです。したがって、住民合意を得るためには、こういった手法を計画変更案提出以前にやっておくべきだったのではないかなというふうに考えますが、この点についていかがでしょうか。

以上2点です。

○議長（尾崎） それでは、回答をお願いします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課でございます。御質問ありがとうございます。

今委員からいただきました質問2点のうち、まず1点目ございまして、具体的な案を示してから、このような変更するべきではないかというような質問と理解をしたところでございます。私ど

もといたしましても、先ほど御説明申し上げましたとおり、これまで何度にも渡る御説明を繰り返しさせていただいたところをごさいます。その中で、今ある左岸平面案の最適性というところを具体的に御説明させていただいたところをごさいます。ただ、今お話がありましたとおり、例えば今後交差点の部分はどうするのかとか、あとは生活道路への対策であったり、そういうお話というのは、その住民の皆様とのお話の中でも今まで出てきているところではごさいます。それらにつきましては、引き続き皆様との意見交換を進めながら一緒に決定していきたいと考えているところをごさいます。

あと、2つ目のワークショップの関係をごさいます。今の答弁とかぶるところもあるんですけども、質問ではワークショップを先にやってから今回の都市計画審議会に入るべきではなかったのかというような趣旨だったと理解しております。私どもといたしましては、これまでも平成30年度から、繰り返しになってしまうのですが、地元の方々と御説明というものをずっとやって参りまして、今までの案ということについて御説明をさせていただいてきたところをごさいます。その中で、今回の左岸平面案という案が最適だということを私どもとしましても考えた上で、今回の都市計画審議会に諮らせていただいているものをごさいます。

以上をごさいます。

○議長（尾崎） では、辻委員さん、どうぞ。

○辻委員 それでは、重ねて質問させていただきますが、いろんな住民意見の中には、例えば地下方式にしてほしいとか、かなりなかなか、ちょっと根本的な考え方が違うみたいな、そういう意見も確かにあって、そこについてはちょっと整理させてもらいますというのは分からなくもないのです。地下方式ではなくて平面案でいきたい、そこは納得してほしいと、そういうのは分かるのですけれども、左岸平面案を前提とした上で、でもこういった具体的な心配がありますということが具体的に指摘をされているわけですよ。繰り返し住民説明会の中でも指摘をされている。ですが、県の姿勢としては、それは全部決まってから検討しますというふうに言っているわけですから、越谷県土整備事務所、非常に低姿勢で、本当に丁寧に説明していただいているなというのは私も見ていてよく分かるのですが、であるならば、そういうせっかく時間を使って努力をしているのに、それが住民合意に結びついていないということは、やっぱりやり方が悪いのだと思うのです。それは、やっぱり住民の具体的な懸案事項について解決策を示さないまま、とにかくこの左岸平面案を通してくれという、そういうやり方をしているということが問題なのではないかなと思っています。

したがって、やはりこういったことを、住民から具体的に出されているものの解決策を提示して、セットでもう一度この計画変更案を出し直すという、そういうスケジュールの変更が必要なのではないかなと思っています。その点についていかがお考えか、お聞きしたいと思います。

また、2点目の質問についてですけれども、ワークショップ形式含めて、これは何で前にできなかったのかという、そこもちょっと今の説明だと分からないのです。やると言っているわけですか

ら、全部決まった後にやりますではなくて、決まる前にいろいろ出し合ひましょうよというほうが、恐らくいいのではないかなと思います。道路は要らないとかいう方もいますけれども、道路は必要だけれども、でもいろいろ、この内容ではまだちょっと心配なのだという御意見なわけですから、こういった方たちをやっぱりきちんと味方に取り入れていかないと、せっかく県が進めている計画もいろいろけちがついてしまうと思うのです。

やはり事前、前にやるべきだったのではないか、前にやらなかった理由というのが、ちょっと今の御説明ではよく分からなかったので、もう一度お願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 分かりづらくて大変申し訳ございませんでした。まず、ワークショップの関係でございます。ワークショップは、私どもは住民の皆様と合意形成する手法というふうを考えておまして、今まで私ども住民合意形成というものはワークショップに限らず、ずっとやらせていただいたところでございます。ですので、大きく住民合意形成という中でずっとお話はさせていただいております、今後の手法については委員からもお話しいただいたとおり、今後そういう手法も検討して取り入れていく考えもございませぬという意味で、先ほど御説明させてもらったところでございます。

あと、1つ目の質問でございますが、やり方がちょっとおかしいんじゃないかというようなお話、本来ならば解決策を提示してから、こういう審議の場に諮るべきではないかというお話と理解しております。今回の案件でございますが、私どもといたしましては、いろんな御意見いただいておりますので、当然今後そのようないただいた意見につきましては丁寧に検討して参りたいと考えているところでございます。

まず、計画をある程度決めさせていただいてから、これは私どもの勝手な言い分になってしまうのですが、それから事業の、例えばなのですが、交差点形状の検討であったり、細かい歩道の接続の部分であったりというのは、この次の段階のお話の中で詳細に出て参りますので、そういうところがある程度見えてきたところで、個々に検討をより深めていきたいというように考えてございませぬので、決していただいている意見を無視といいますか、放っておくという考えは全くございませぬので、まずは今の計画をある程度方針を決めさせていただいて、次のステップに進みたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（尾崎） 辻委員さん、引き続きどうぞ。

○辻委員 どうせ検討するのでしたら、やっぱり計画変更する前に、全部一つ一つ懸案事項を潰して、それで住民の皆さんにこれで変更したいと思ひますと。ワークショップもやって、皆さんの意見も合意も作りますというふうにやって、堂々と出せばいいと思ひますけれども、どうしてその順番が逆になってしまうのか。県は、丁寧に聞いていきますということは、それはうそではないと思ひますけれども、やっぱり順番が逆になっているということで、これだけの反対意見が出ていると

思うんですね。もう決めるもの決めちゃえば、あとは後からいろいろ言ったって、どこまで取り入れてもらえるか分からないというのが住民の疑念としてあるんだと思うんです。ですから、その前に住民の懸案を全部、一個一個潰して、それでそれを取り入れた上でこの計画変更を出すという、そういうタイムスケジュールに変更することは、少しまた時間がかかりますけれども、長い目で見れば、そういう手法を取ったほうがいいのではないかと思いますけれども、どうしてその順番が逆なのか、ちょっと分かりにくいんですけれども、その点ですみません、何度も申し訳ないんですけれども、その点だけお聞かせいただければと思います。

○幹事（道路街路課長） 道路街路課長の根岸でございます。御質問いただいております安全対策、特に出津橋のところから渡ってくる方とかのお話だと思います。こちらにつきましては、今後実際に道路を設計する段階でいろいろと検討するような内容になってございます。詳細な設計の部分に当たってくると思います。県土整備部長の答弁等でもあったとおり、その安全対策等について、今後ワークショップ形式を含めて意見をいただきながら、こういう検討をしていきたいということでお答えしているところでございまして、今後引き続き意見をいただきながら、その検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾崎） 大石委員さん、よろしくをお願いします。

○大石委員 御説明ありがとうございます。説明を聞いておまして、確認したいことが2つありましたけれども、1つは東埼玉道路が開通に向けているということと、それからもちろん地元の皆様の、この東西ネットワークという形で東西に向けての道路を通していきたいということで、早急に進めて参りたいというような、早急と言ったかどうかですけれども、早めに進めていきたいと、こういう御説明がございましたけれども、この都市計画というのは公共の福祉の様々な方々のために行うわけですけれども、住んでいる方には御負担は強いところはあるんですけれども、では早急に進めていきたいというお話だったと思うんですけれども、ここの道路の供用開始は目標年度はどのぐらいで持たれていて、この東埼玉道路へのアクセスはどのようにしていこうとされているのか。お答えづらいかもしれませんが、お考えにつきましてお示しいただければというのが1つ目。

もう一つは、説明の中で桜堤、非常に環境のいいところだなというふうに思いまして、桜の堤防が浸水をしているというふうにお聞きしたんですけれども、説明の中でもございましたけれども、河川管理者は、元荒川、埼玉県だと思えますけれども、そちらの浸水の対応みたいなことは今説明がなかったんですけれども、多分意見書にもなかったもので、私は地元の方から桜が大きくなってきて、浸水しているのもあるんですよということでお聞きしましたけれども、これ道路を計画するに当たって、その堤防の安全性確保、今説明がなかったもので、それについては道路の計画と併せてどのようなお考えがあるのでしょうかというのが2つ目です。

以上です。

○議長（尾崎） では、答弁願います。

○幹事（都市計画課長） 御質問ありがとうございます。

まず、1つ目の東埼玉道路の関係でございます。東埼玉道路でございますが、今165ページを皆様お開きいただいているかと存じますが、ここの右端に点々と、下から上に紫色で描かれている道路でございます。これにつきましては国のほうの発表を基に話をさせていただきますと、今事業を順次南のほうから進めていただいております。この私どもの浦和野田線との交差点までの部分でございますが、今後の用地買収が順調に進んだ場合には、令和7年春に開通する見込みだということを一昨年公表をいただいているところでございます。

あともう一点、2点目でございます。元荒川の河川の改修の計画についてということで、質問は理解をさせていただいたのですけれども、これにつきましては先ほど、分かりづらい説明で恐縮だったんですが、現状、今の河川が十分河積が確保されていて、今後河川の整備をする必要のない区間だということでの整理になっておりますので、これにつきましては河川の改修というものが当面入る予定はないというところでございます。

以上でございます。

○議長（尾崎） 大石委員さん、引き続きどうぞ。

○大石委員 すみません、もう一度。その東埼玉道路の開通に向けての国の考え方は分かりますが、それではそれ早急に進めていきたいというふうに説明を聞いたと思いますが、浦和野田線の供用開始、この部分の目標というのはあるのですかというのが質問ですね。それはもう一度確認します。

もう一つは、私は河川の内側のことを言っているのではなくて、道路建設に伴って外側の部分はどうのように、河川の堤防の住宅地、北越谷2丁目の方面のこの河川はどのような計画があるのですかということ、お考えなのかということを知っているわけで、桜並木は非常にいいところで、この左岸平面案というのは私はやっぱり一番いい案だと思いますけれども、この計画の案がいいと思いますが、住民の皆さんに強いてしまうというのが一番ネックですけれども。ですので、その桜並木を多分保存していくんでしょうけれども、護岸が浸食されているというふうに聞いているんですけれども、そちらのほうの計画はあるんですかと聞いているのですけれども。

○議長（尾崎） では、答弁願います。

○幹事（道路街路課長） 道路街路課長です。

供用の目標でございますけれども、今この浦和野田線につきましては全体が8.3kmの都市計画道路でございます。このうち4.8kmが既に整備が終わっております。東埼玉道路直近の箇所の田島工区というふうに我々呼んでいるのですけれども、そちらについては、東埼玉道路が開通目標として掲げている令和7年春というのがございますので、そちらに合わせてそこは完成するように今取り組んでいるところでございます。

あと、残りの部分につきましては、用地がまだこれからというところもございまして、申し訳

ございませんが、そこは早期完成を目指すということでお願いしたいと思います。

以上です。

○幹事（都市計画課長） あとすみません、もう一つでございます。私の理解が足りなくて、大変失礼いたしました。元荒川の関係でございます。お話しいただきましたとおり、当然現地は桜並木がきれいなところでございます。私どもといたしましては、当然今の環境を生かした上で道路の線形というものを考えさせていただいておりますので、今の堤というものは保全するというような計画になっております。

また、お話しいただきました、護岸が崩壊しているようなところがあるというところは、先ほど私、河川改修はないとお伝えしたのですが、維持管理していく上で必要なものは当然やっていくものでございますので、そういう視点でいけば、そういう整備というものは入るというふうに理解をしております。

○議長（尾崎） では、ほかに御意見、御質問等がございませんでしょうか。いかがでしょうか。

では、吉良委員さん、お願いします。

○吉良委員 すみません、初めて出ますので、基本的なことであれば申し訳ないのですけれども、2点、ちょっと御質問します。これ、こういったことってなかなか地元でないと、この場でいいよ悪いよ、賛成反対って難しい部分もあるかと思うんですが、これ合意形成が完全に取り切れていないというところであるというのは分かったんですけれども、それでも持ってきたということは、いわゆる反対は極めて一部という認識であるのか、大体は同意取れているのだという御認識であるのか。特に気になるのは、総論賛成各論反対じゃないですけれども、近隣住民の皆さんの同意は大丈夫なのかというところをちょっと確認をしたいというふうに思います。

2つ目は、引き続き合意形成に向けて、あるいは検討というお言葉いただきましたけれども、こういったことというのは、ここで審議が通った場合、また変更される場合があるのかどうかですね。引き続き検討をすとか、合意形成に向けて努力するというような御意思は分かったんですけれども、計画は変更される可能性があるのか、そういうものなのかどうか、その2点を伺います。

○議長（尾崎） では、答弁願います。

○幹事（都市計画課長） 御質問ありがとうございます。

まず、1点目でございます。今回の関係について、反対の方々というのは一部なのかと、ほかの人はどうなのだというような御質問でございます。今回の18いただきました意見書というのは、私ども大変重く受け止めているところでございます。ただ、この事業の必要性というものも片や相反するようなところもございまして、近隣の市町村の方々であったり、ほかの地区であったり、かつあと浦和田線建設促進期成同盟会があったりということで、私どもといたしましてはこの道路は必要、早く整備しなければいけない道路であるというふうに認識しているところでございます。

あと、2つ目でございます。今後変更というものがあるのかどうかという御質問であったと思ひ

ます。まず、私どもといたしましては、今回この線形というものを決めさせていただきまして、今後住民の方々と十分話を進めさせていただいて、一日も早く整備を進めていきたいと考えておりますので、今時点で変更するかしないかということにつきましては、申し訳ございませんが、ちょっと答弁につきましてはできないといえますか、今の計画で私どもとしては考えているというような御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（尾崎） ほかに何か御質問、御意見があれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

青木委員さん、お願いします。

○青木委員 青木と申します。すみません、質問させてください。ここの間の説明をお伺いしまして、非常に御丁寧な説明と苦勞を繰り返されて、重ねてこられたこと、よく分かりました。本当に皆様ありがとうございます。

ただ一方で、この計画というのが必要性は分かるものの、一部の住民の方に負担が偏る内容になっているのかなというふうに理解いたしました。そのことによって住民の分断を招く可能性があるのではないかというふうに、現状のままではそのように懸念しております。この計画を早急に進める理由として、防災とか安全とか、地域の活性化といったことなどが挙げられておりましたが、その前提として地域コミュニティの存在というものが欠かせないと思います。この計画を少し、必要性もありながらも、この地域コミュニティを分断してしまう、崩壊させてしまうような形で進めると、例えば防災でも自助、公助、共助というふうに、共助というものがあ程度前提とされていますよね。公的機関の取組というのは、その地域コミュニティによって支えられているものであると考えております。ですので、今のこの間の御説明、今後も説明を続けていく、引き続き取り組んで合意形成に努めるというふうにお話しいただいているのですが、どうも伺っている限りでは平行線に終わってしまうのではないかという印象を持ちます。ですので、この間の辻委員との応答を伺っていても、そのように懸念いたします。

何かもう一歩だけこれを丁寧に進めるということではできないのか、その次の段階の話として、後回しにしておられる部分に住民の方の懸念事項があるのであるならば、もう一歩この合意形成のための手を、何か算段を変えてみたり、丁寧に進めるという可能性がないのかどうかということをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（尾崎） では、答弁願います。

○幹事（都市計画課長） 御質問ありがとうございます。

地域コミュニティが分断されるのではないかという御懸念というふうに御質問を理解させていただいております。先ほど御説明させていただきましたとおり、繰り返しになりますが、今回意見書、住民の方からも頂いているところでございます。

ただ、私ども県といたしましては、まず越谷市のマスタープランにおきましてもこの道路というものが位置付けられているところもあり、かつ地域の活性化であったり、交流、連携が図られるというようなところでございますので、この事業については推進して参りたいと考えているところでございます。

あと、何とか住民の方々との合意形成というものが後手後手ではなくて、何かできないものかというようなお話であったかと思えます。私どもといたしましては、繰り返しになってしまうのですが、これまで以上に丁寧に御説明をさせていただいて、一人でも御理解いただけるように進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（尾崎） 青木委員さん。よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょう。なかなか確かに難しい問題でございますね。私もこの案件を拝見してから、現場へ行ってみましたが、季節が季節ですから、桜は咲いていないわけでございます。こういうところ、今の原案では河道上に道路の計画という形になっているものを、今回このような形でというような提起されているところでございますよね。

事務局に伺いますけれども、これまでの説明のところ、説明する資料等を見ると、県と、それから越谷市という並んだような表紙になっているのを拝見したのですけれども、先ほどちょっと関係3自治体からの意見というものを御紹介いただいたところでもありますけれども、とりわけ越谷、こちらの市の都市計画審議会というのが多分設置されていて、そこで審議されたのだろうと私としては想像はするのですけれども、その結果はどうだったのかというのは、ちょっと私、調べても見えないものですから、そのあたりお聞かせ願えますでしょうか。もし分かるようでしたら、ここに関係者がおられるか分からないので、何か分かるようでしたら教えてください。

○幹事（都市計画課長） 御質問ありがとうございます。

越谷市の都市計画審議会が開かれております。日付につきましては、すぐ確認はいたしますが、18人の審議会の先生がいらっしゃいまして、審議会は6月22日に開かれております。その中で御意見として出たのが、やはり文教大学の学生の方々の関係が出まして、4車線道路となることから、横断するのに、登下校時さばくことができるのかというような御質問があったというふうに聞いております。

あとは、この道路というのは必要なのかというような御質問があったと聞いております。それにつきましては、事務局である越谷市から説明をしていただきまして、市の都市計画審議会としては承認ということで、賛成ということでいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（尾崎） そうですか。ありがとうございます。分かりました。

ほかに皆さんから御質問、御意見ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、様々な御意見があるので、これにつきましては採決という形にいたしましょうか。いかがでしょうか。

○辻委員 議長、進め方についてちょっとよろしいでしょうか。

○議長（尾崎） はい、辻委員さんですね、どうぞ。

○辻委員 辻です。

今いろんな委員の皆さん御意見いただいて、左岸平面案でいくということに対しては大きな反対というのはなかったかと思うのですけれども、それに伴って出てくるいろんな諸問題については、まだ合意形成の部分でどうなのだろうかという、そんなようなニュアンスに受け止められた委員さんも多かったと思うのです。これを賛成か反対かという二元論で決する、最終的に決しなければいけないのですけれども、私は賛成するにしても、その合意形成を十分に図るよというよいうな、そういったこの審議会としての意思を付した上で採決をするとか、そういったもう少し中間的な意思表示をこの審議会としてもしていただいたほうが賛否を決しやすいのではないかなと思うのです。そういったやり方というのは可能なのでしょうか、この審議会としては。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

この辺りは、いわゆる議員の先生方は附帯意見とか決議というのでしょうか、そういうものを多分想定されて今おっしゃっていると思いますけれども、事務局に尋ねましょう……

○田村委員 会長、その前によろしいですか。

○議長（尾崎） はい。では、どうぞ。

○田村委員 先ほど辻委員さんがおっしゃっていたことは、もう答弁でいただいていますので、これ都市計画決定なのです。図面を引いているのを皆さんで審議しているわけではなくて、都市計画決定を審議しているので、図面を引く段階できちっと地元合意を得るように協議をするということを答弁いただいていますので、これは答弁をもって理解として、採決を諮るべきだというふうに思います。

○議長（尾崎） ありがとうございます。御意見いただいた点、承りました。

念のためですが、事務局から今いわゆる附帯、先ほど松伏町でしたか、何かそういう意見……

〔「吉川市」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 吉川市ですか。附帯意見の何かがあったというようなことも伺いましたので、この案件ね。そういうことが耳には聞こえていますということもありまして、一応念のため伺いますけれども、そういうような形がこの県の都市計画審議会であるのかというような御質問についてはいかがでしょうか。

○幹事（都市計画課長） これにつきましては、私ども事務局から言える立場ではないのですけれども、実際吉川市さんからも今回、吉川市の都市計画審議会から附帯意見付きということで来ており

ますので、同じような考え方をすれば、当県の都市計画審議会でも附帯意見というのがあってもおかしくないのではないかとはいっているところでございます。

以上でございます。

○議長（尾崎） ということで、可能ではあるというふうに伺いました。

では、先ほど田村委員さんから、そのまま採決をすべきではないかと、こういう御意見というふうに受け止めました。いかがでしょうか、皆さんから、ちょっと今附帯意見を付けるというような御提案もありましたので、その辺りの皆さんのお考え伺いますが、どうでしょうか。何かありましたら、私も参考にさせていただきます。

〔「附帯付けるかという話」と言う者あり〕

○議長（尾崎） はい。

では、附帯意見としては、例えば先ほどの吉川市さんの附帯意見ということで、県は引き続き地元関係者との意見の調整を進めるというような内容かと思えます。私、今成文として申し上げているわけではありませんけれども、努めることとか、そういうような意見をつけて一つは採決をするというようなことがあり得るかなと思えます。

では、今井委員さん、どうぞ。

○今井委員 先ほど合意形成に向けてというお話があったかと思うのですが、合意を取りつけるというのはやはりなかなか難しいし、ほぼ不可能だと思うのです。だから、先ほどおっしゃったように努力するとか、そういうことであれば賛成ができるかなというふうに今思いました。努力するとか、吉川市みたいな形であればあり得るけれども、その合意に向けてということ自体はちょっと難しいというか、まず不可能だと私は思うので。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

○田村委員 議長、よろしいですか。

○議長（尾崎） 田村委員さん、どうぞ。

○田村委員 これ都市計画決定の審議なのです。図面を引く、図面でどういうものを入れていくかということの審議ではないのです。都市計画決定を行うか行わないかなので、その附帯決議は全く意味をなさないというふうに思います。というのは、今答弁いただいているので、図面を引くときにきちっと合意形成とかに向けて、頑張って図面を引いていきますという答弁をいただいているので、この審議会の答弁というのは地元で反映していくものだというふうに思いますので、この都市計画決定について賛否をやってください。

○議長（尾崎） 整理しましょう。都市計画決定について賛否を問う、おっしゃるとおりであります。その上で、審議会として意見を付けるかどうかというようなお話になってございまして、そういう御意見もありましたし、今努力するよというふうな意見を付けるということは十分あり得ることでございますので……

○田村委員 あり得ません。

○議長（尾崎） あり得ないという御意見も頂戴いたしました。ということで、いろいろな御意見があるだろうということで、私から今から御提案申し上げます。

では、採決をいたしたいと存じます。そのときに附帯意見として、県は引き続き地元との調整、関係者との調整を図るよう努力することと、こういう感じをちょっと提案させていただきますけれども、そのような意見をつけて採否、採決に進めるということではいかがかなというようなことを申し上げます。

はい、どうぞ、岡田委員さん。

○岡田委員 非常に曖昧な御提案だったのですけれども、もし附帯意見を付けるのであれば、ちゃんと委員さんから提案していただいて、しかも文章でちゃんとチェックしないと、ちょっと今のようなのでは同意しかねると思います。先ほど田村委員からありましたけれども、やはり私もここは採決を採るべきだと思っていますので、まずそっちを優先していただきたいと思っています。

○議長（尾崎） では、まずは採決を採るという前提で伺いましょう。附帯意見というものを、これをつけるか否かということ、ちょっと皆さんに御意見を伺おうと思います。附帯意見というものを付けるということについて、賛成、反対という形を取らねばいかんかと今考えております。つまりは採決にそのまま進むというようなことも、これもちょっと難しいというような御意見も幾つか頂戴しているところがございますので、附帯意見というものを、今、成文にしなければそれについて意見が述べられないというようなことはあると思いますけれども……

○吉良委員 会長、採決を採っていいかどうか聞けばいいのではないですか。附帯をどうするかというのを聞くのではなくて。

○議長（尾崎） では、そのときに意見をまた聞くという形にしましょうか。分かりました。

金野委員さんですか。どうぞ。

○金野委員 一旦休憩を取っていただくことは可能でしょうか。もし難しければ、このままでも結構ですが、念のため確認したいこともございますので、御検討お願いいたします。

○議長（尾崎） 確認したいことがもしあるようだったら、今お願いできますでしょうか。

○金野委員 私も様々な御意見を伺った上でこの場に臨んでおりまして、今回附帯決議が出るというのは初めて聞いたことですので、改めて、私も会派を代表して参っておりますので、確認をさせていただければと思っています。

○議長（尾崎） 念のため伺いますが、確認というのは。

○金野委員 附帯決議を採ることについて、附帯決議の案件、文面と、あとその採択について確認をさせていただきたいということです。

○議長（尾崎） 一つの案として附帯決議といいましょうか、この審議会の意見として県、つまり答申するのは知事ですけれども、県の方に意見を付けるというのはあり得ることでございます。それ

について、意見を付けた方がいいかなということをおは拝察しましたので、先ほどから提案したところでございます。

○田村委員 議長、ちょっといいですか。

○議長（尾崎） 田村委員さん、どうぞ。

○田村委員 採決するかしないかなのです、これ議案というのは。採決して賛成した場合に、その後に附帯意見を付けるか付けないかなのです、議事法の手続としては。ですから、会長、間違っていますよ、今の進め方は。

○議長（尾崎） 大石委員さん。

○大石委員 私は、附帯意見を付ける方に賛成しますけれども、本当は休憩取ってちょっと話したほうが落ち着いていいかと思えますけれども、今その会長の進め方には、特に私は異論はないので、いいと思えます。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

時間ということもございますので、休憩ということは、私としては取らないという形で進めたいと存じます。

では、いろいろと御意見を頂戴したということで、今基本的な進め方はこちらの方がいいではないかというような御意見もいただきましたので、そちらを採用するというにいたしたいと存じます。まずは、採決をするということにいたしたいと存じます。

では、改めて申し上げたいと思えます。議第5268号、こちらの議案について採決をいたします。

では、原案のとおり決定することに賛成の方について、まずは挙手をお願いするのですが、その後で必要に応じて附帯決議というような、附帯意見を付けるということの順番にいたしましょう。よろしゅうございますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、改めて申し上げます。

議第5268号の議案につきまして採決をいたします。

恐れ入ります。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

事務局は数えてください。私も賛成です。

〔挙手する者多数あり〕

○議長（尾崎） よろしいですか、数えました。

では、賛成多数により、本案は原案のとおり決定いたします。

ということで、改めて伺いますけれども、附帯決議について賛成という前提ですね。こちら賛成されたわけで、その前提で附帯意見を付けることに、何か必要があるというような御意見があれば賜りたいと思えます。いかがでしょうか。

辻委員さんですね。お願いします。

○辻委員 附帯意見をぜひ付けていただきたいと思います。その内容は、浦和野田線元荒川工区の整備に当たっては、住民合意の形成に向けてさらなる努力をすることという内容でございます。

○議長（尾崎） この路線ですね。今御提案いただいたのは、住民合意に向けて引き続き努力をすること、これでよろしゅうございますか。私がちょっと記憶の範囲で申し上げました。大事な文言だと思いますので、この路線は正しい名称にしてください。住民合意に向けてですか、引き続き努力すること。すみません、私が間違っていたら正してください。どのようにおっしゃったのか。お願いします。

○辻委員 浦和野田線元荒川工区の整備に当たっては、住民合意の形成に向けてさらなる努力をすることです。

○議長（尾崎） 元荒川工区ですね、その前もありましたけれども、浦和野田線元荒川工区の整備に当たっては、住民の合意形成に向けてさらなる努力をすることですか。というような御提案を頂戴いたしました。いかがでございましょう。何か修正すべきことがあれば、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、これについても、この動議と言いましょうか、意見を付けるということについて採決をいたしたいと存じます。

この件について、附帯意見を付けることについて賛成の方は挙手願います。いかがでしょう。

〔挙手する者少数あり〕

○議長（尾崎） 私も、はいですね。

これは少数だ。残念ながら少数ですね。

ということで、今の附帯意見を付けるということについては否決されましたので、御案内のとおり、本件につきましては原案のとおり決定すると、これで終了いたしたいと存じます。ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○岡田委員 会長、今の採決の中で、会長から「残念ながら」という発言があったんですが、お気持ちは分かりますが、やはり公平な議事進行に努めていただくようお願い申し上げます。

○議長（尾崎） これは、私が非常に不徳の致すところでございます、御指摘ありがとうございます。

では、続きまして、議第5269号「児玉都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 埼玉県都市整備部、建築安全課長の山田でございます。議第5269号「児玉都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明いたします。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

議案書は169ページから175ページになります。前方モニターを御覧ください。初めに、建築基準法第51条の制度概要について御説明いたします。産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築することができません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、建築が可能となります。特定行政庁とは、建築基準法の権限を持つ地方公共団体の長のことで、さいたま市など12の市については市長が、それ以外の市町村については埼玉県知事が該当いたします。

今回の議案は、本庄市内に計画されるものであるため、特定行政庁となる埼玉県知事より本審議会に付議するものでございます。

続きまして、今回の敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、青く着色した児玉都市計画区域内にございます。児玉都市計画区域は、本庄市の行政区域のうち本庄都市計画区域を除いた本庄市の一部となっております。本庄市は、県の北西部に位置しており、都心より80km圏にございます。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面左の赤く塗った場所でございます。JR八高線児玉駅から西へ約5.5kmの地点にあり、所在地は本庄市児玉町宮内字大谷838番4でございます。今回の敷地は、市街化区域にも市街化調整区域にも属していない、いわゆる非線引き都市計画区域内で、用途地域の指定はございません。また、児玉・神川うめみの工業団地に位置しており、上位計画である本庄市総合振興計画の土地利用構想において発展創出ゾーンに位置づけられており、周辺には多数の工場がございます。

次に、車両の搬出入についてでございます。国道462号線より、幅員12mの本庄市道2—1290号を通過して搬出入を行う予定でございます。

続きまして、計画の概要について御説明いたします。今回の計画は、既に設置されている一般廃棄物の処理施設に産業廃棄物の処理を新たに追加するものです。1日当たりの処理能力が120tの一般廃棄物の処理施設に新たに追加される産業廃棄物の1日当たりの処理能力は、いずれも廃プラスチック類でポリスチレンが24t、ポリエチレンが42.64t、ポリプロピレンが21.6tとなっております。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。画面の上方向、北でございます。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は9,842.06㎡でございます。黄緑色の部分は、緑地を示しております。水色で示した部分が既存建築物であり、全部で4棟でございます。黄色で示した部分は、既に設置されている一般廃棄物の処理施設であり、今回の計画で産業廃棄物の処理を新たに追加するものでございます。画面左側、ピンク色で示した部分が搬出入経路の本庄市道であり、幅員は12mでございます。また、車両の待機スペースを敷地内に確保しております。

最後に、排水設備についてです。廃棄物処理施設からの排水は、敷地内に設けた水処理施設等に

て処理を行い、一部は場内で循環利用し、それ以外は市道にある污水管に排水いたします。雨水は、敷地周囲に設けた側溝からU字溝を經由し、工業団地内にある調整池へ排水、生活雑排水は敷地内に設けた浄化槽を經由し、市道にある污水管に排水いたします。

また、当該施設の敷地の位置について、本庄市及び近接する神川町へ意見照会したところ、いずれも支障ない旨の回答を得ております。県といたしましても、この敷地の位置について、都市計画上支障がないものと考えております。

議第5269号の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

では、ただいまの説明に関しまして御意見あるいは御質問等ございますでしょうか。

どうぞ、大石委員さん。

○大石委員 1点確認させてください。所沢市でもこういう問題というのは……問題じゃないです、すみません。課題というのは結構あるのですけれども。問題じゃないです。課題があるのですけれども、基本的に埼玉県では建築基準法に基づいた許可が、こういう建物が下りているかどうかは、それは確認をこの段階でされるのですか。例えばここは建築基準法の特定行政庁が熊谷建築安全センターになるかと思えますけれども、そういったところと確認して、建築基準法に適合されているかどうかというのは確認するのでしょうか。

○議長（尾崎） 答弁願います。

○幹事（建築安全課長） 御質問ありがとうございます。

今の質問の趣旨は、この建物の、既存の建物が違反性がないかの確認をしているかという趣旨でよろしかったでしょうか。こちらにつきましては、新しく建てる建物ではございませんので、確かに御案内のとおり既存の建物でございます。そちらにつきましては、建築安全センターに確認は取っております。

以上でございます。

○議長（尾崎） よろしゅうございますか。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） それでは、議第5269号、こちらの議案につきまして採決をいたします。

議第5269号につきまして、都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本件は都市計画上支障がないと認めることといたします。

続きまして、議第5270号、草加都市計画事業鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業の事業計画（第9回変更）、こちらに係る意見書について、これを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の小島でございます。議第5270号「草加都市計画事業鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業の事業計画（第9回変更）に係る意見書について」御説明をさせていただきます。着座にて失礼をさせていただきます。

お手元の議案書につきましては、177ページから183ページでございます。このほか別添といたしまして意見書の写し、また参考資料2といたしまして、意見書の要旨及び見解がございます。モニターにて御説明をさせていただきますけれども、これらの資料につきましても併せて御覧いただければと存じます。

まず初めに、土地区画整理事業の概要について御説明をさせていただきます。本地区の施行者は八潮市でございます。施行面積は約50.2haで、右の図にありますとおり位置的には八潮市役所に隣接した地区でございます。権利者の数は815名で、変更後の施行期間は昭和57年度から令和13年度でございます。令和3年度末時点の事業進捗率は93.2%で、残る主な工事は調整池の整備となります。

次に、事業計画の変更内容について御説明をさせていただきます。左側の図が今回の変更設計図でありまして、黒丸の点線部分が変更箇所となります。変更内容は右側でございますが、主に3点でございます。公益施設である小学校予定地及び調節池の計画、施行期間、そして資金計画の変更でございます。このうち、調節池計画の変更につきましては、左側の図の5か所の調節池を右の図のとおり調節池の全体容量は変更せずに、2か所に集約するという変更の計画でございます。

次に、事業計画変更の縦覧結果について御説明をさせていただきます。令和3年11月24日から12月7日までの2週間縦覧を行いましたところ、知事宛てに5通、5名の意見書が提出されました。意見書の内容の審査につきましては、赤枠でございますとおり、土地区画整合法第55条第4項の規定によりまして、埼玉県都市計画審議会において意見書の内容を採択すべきか、採択すべきでないかを御審査いただくものでございます。審査の結果、採択すべきであると議決をいただいた場合には、知事が施行者である八潮市に対して事業計画の修正を求めます。一方、採択すべきでないとの議決をいただいた場合には、知事がその旨を意見書の提出者に通知をいたします。

それでは、御審査いただきます意見書と、施行者である八潮市の見解について御説明をさせていただきます。意見書は5通、5名でございますが、重複する内容がございますので、要旨としまして6つに整理をさせていただいております。

まず、要旨1について御説明をさせていただきます。左側の要旨の部分でございますが、学校予定地を調節池に変更するのではなく、鶴ヶ曾根運動広場として現在の用途を継続すべき。その理由として、①、安全や保健衛生面の配慮から、調節池の四方が公共道路などで覆われていないこと。②、調節池の隣接地は資産価値に悪影響を与えること。③、工事コストが割高なことでございます。これに対する見解につきましては、右側の欄でございますけれども、八潮市は令和2年3月に策定いたしました八潮市学校適正配置指針・計画におきまして、将来の児童数の増加が見込めないこと

から、小学校予定地に学校を建設しない方針としまして、令和3年1月の市の庁議において、暫定的に鶴ヶ曾根運動広場として利用している市有地をオープン式構造の調節池とすることに決定し、このことについて住民説明会等で周知を図っております。

意見書の各理由に対する見解でございますが、①につきましては、日本河川協会の防災調節池等技術基準におきまして、のり面天端を幅4m以上確保するとなっておりますことから、調節池と周辺住宅との離隔距離を確保して参ります。②につきましては、当該地区の評価員の意見を聞いて定められました土地評価基準におきまして、調節池の有無による土地の評価差は生じないものとなっております。③につきましては、調節池を5か所から2か所に変更することによりまして、工事費が約7億円のコスト縮減が可能となります。

次に、要旨2についてでございます。学校予定地を調節池にする場合には、地上に植林公園、地下に調節池を設けた二層構造化とするべきとの御意見でございます。これに対する見解ですが、調節池の構造形式につきましては、オープン式構造のほうが二層構造化である地下式よりも整備費が安価であり、維持管理がしやすく、工事期間が短縮できることから採用をしたものでございます。

次に、要旨3、要旨4及び要旨5につきましては、調節池計画に関わる意見となりますので、一括して御説明をさせていただきます。

まず、要旨3についてでございます。左側の図に緑色の点線でお示しさせていただいておりますが、こちらの冠水箇所の近隣に調節池を整備する計画であったが、右側の図のとおり、今回の変更では大雨時に冠水したことがない2か所に整備することになり、納得ができない。市は再検討し、区画整理事業地内の雨水が流入している自宅前の水路を改善してほしいとの御意見でございます。この意見書にあります自宅前の水路とは、土地区画整理事業の地区外にありまして、写真のとおり幅1.8m、深さ1.4mの柵渠構造の水路であり、この地区外への水路へ地区内の一部の雨水排水が排出されているものでございます。

次に、要旨4についてでございます。事業の進捗により水害は激減したが、図の右下となる事業区域東南端の一部区域においては、いまだに水害が解消されていない。左側の図のとおり、調節池を事業区域内にバランスよく5か所に配置していた変更前の計画を、右側の図のとおり区域の北側かつ極めて近い2か所に集約する変更は、リスク分散の点から問題があること。また、変更後の2か所の調節池以南を自然放流で問題ないとする八潮市の説明に納得がいかないこと、資金計画も高くなっていることから、調節池を5か所から2か所に変更することに反対であるとの意見でございます。

次に、要旨5についてでございます。大雨が降ると、赤色の点線で示す上二西児童公園、緑色の点線で示す上二東児童公園のそれぞれの南側で浸水被害が発生しているため、変更後の2か所ではなく、変更前と同様にこの2つの公園に調節池を整備し、浸水被害を防ぐよう再検討してほしいとの意見でございます。

以上の意見に対する見解でございますが、まず調節池と排水計画について御説明をいたします。土地区画整理事業などの開発行為で整備する調節池は、施行の前後で増加する宅地や舗装された道路などから地面に浸透せず、地表に流出される雨水の増加分を一時的に調節池へ貯留し、地区外への流出を抑制することを目的に設置するものでございます。調節池の容量は、埼玉県が定めました開発行為における調整池設置要綱に基づきまして、地区全体で2万3,900㎡を確保する計画としてございます。

また、地区内の雨水排水は、八潮市下水道計画を踏まえた計画としており、地区内の雨水は赤色の線で示しております整備済みの雨水管により、青色の線で示します地区外の水路や雨水幹線に排水されております。

次に、調節池の整備費と整備期間について御説明いたします。今回の調節池を5か所から2か所に集約することで整備費を約7億円縮減することができ、整備期間につきましても約6年短縮が可能となります。

次に、上二東児童公園南側の冠水対策について御説明いたします。図の右側の青い斜線で示します上二東児童公園南側の冠水箇所は、土地区画整理事業の地区界に位置しており、図のとおり地区外に青色で示した水路が設置されておりますが、赤丸で示しました箇所の接続する管が細く、ボトルネックとなっていると考えられるため、水路管理者である八潮市では、土地区画整理事業とは別事業で改善対策の検討を進めて参ります。

次に、上二西児童公園付近の冠水対策について御説明いたします。要旨5にある上二西児童公園付近とは、赤丸の点線で示す箇所でございますが、赤線で示したとおり地区内の雨水管は整備済みでございますことから、側溝や集水ますの点検や清掃など適切に維持管理を行うとともに、変更後の調節池に接続する、緑の線で示しました雨水管を新たに整備する計画としております。

最後に、要旨6について御説明いたします。今後の気候変動等を考慮すれば、この機会に調節池の容量を増やすことも必要との意見でございます。これに対する見解でございますが、調節池の容量につきましても、埼玉県が定めた調整池設置要綱に基づいて算出した容量を確保しております。

説明は以上でございます。御審査のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

今説明のあったとおり、この都市計画審議会でも審査すると、こういうことでございまして、幾つかの意見書が出ていたという説明、それと見解も併せて説明してもらいました。

いかがでしょうか、委員の方々から御意見、御質問等あればお受けしたいと思います。

大石委員さん、どうぞ。

○大石委員 八潮市の総合計画を見ますと、鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業というところに、事業が終盤を迎えていることから早期の完成を目指し、換地処分を行うために必要な建物移転や道路、調整池整備を進めると記載がございました。非常に不思議に思うのは、事業の終盤になって、こ

の調整池というのを最初の段階から決めているのが都市計画だというふうに思いますけれども、途中で、しかも終盤になって変えるというのは、こういうことは結構あることなのですか。私が見ている限りでは、私の経験では初めてなのですから。

もう一つ、7億円ですか、予算の縮減と工期の短縮、それが目的ですから、雨水幹線を新しく敷設するというふうにありますけれども、これにつきましてもその予算の中で、込みで計算されているという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（尾崎） では、答弁願います。

○幹事（市街地整備課長） まず、私の方で先ほど御説明申し上げたときに、調節池という言葉を使ってしましまして、正しくは調整池でございます。すみませんでした。

それで、今の御質問で、事業終盤になってこの調整池を変更するということがあるのかといった御指摘でございます。委員御指摘のとおり、調整池の整備については宅地の造成とバランスを見ながら整備をしていくということが一般的な進め方になります。事業終盤にきて計画を変更するというのは、正直そんなにあるケースではございませんが、この事業がもう既に39年経過しております。宅地造成もほぼ済んで、最終的にこの調整池を整備すれば完了するということですので、今回の変更をさせていただいて、事業を早期に完了させていくことで考えております。

また、新たに整備するこの雨水管も込みで事業費のコスト縮減が図れるというものでございます。以上でございます。

○議長（尾崎） 大石委員さん、よろしゅうございますか。

○大石委員 はい。

○議長（尾崎） ほかに御質問。

永瀬委員さん、どうぞ。

○永瀬委員 ありがとうございます。今御説明を伺いまして、調整池の総容量等は確保できているということと、それから個々の区間における流下能力の確保、排水能力の確保ということもある程度分かったんですが、実際にこの地形が平面でしか分かりませんので、高低差も含めた中で、全体のこの区域の中における総容量の課題と、それから2か所になったことによって、懸念されておりますこういった分散が集約されることがありますので、このことについて、この地域の中でどのような地形であるのかということも踏まえて、このような計画になったかどうかだけを確認したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（尾崎） では、答弁願います。

○幹事（市街地整備課長） こちらの地区の地形でございますけれども、南側のほうが高低差としては低くなっております。このため、水は北から南のほうに流れるという形になります。今回調整池を集約することで、地区のおおむね北側の部分は調整池に流入させると。そして、南側については、これまでも排水していた水路に排水をする計画でございます。現状、調整池がまだ整備をされてい

なくて、南側の部分で冠水箇所が発生しておりますので、まずは調整池を早く造るということ、そしてこの水路の冠水している根本の原因というのが、接続されている管が細いということで、そこが課題になっておりますので、それについて至急対策を取っていくということで考えてございます。

以上です。

○議長（尾崎） では、引き続きどうぞ。

○永瀬委員 御説明ありがとうございます。詳細は計算されていらっしゃると思うのですが、せっかく総容量が確保されていても、そこに流れ込む水量が地形の関係である程度限定されるだろうということが考えられますので、今おっしゃられたように、しからば南側の部分に関しましては、その排水能力を上げるための工夫をされるということが計算されているのだと思いますけれども、その辺についてしっかりと対策をされているかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（尾崎） では、答弁願います。

○幹事（市街地整備課長） 南側の方の冠水対策につきましては、この水路は先ほどスライドで御説明させていただきましたが、幅1.8m、深さ1.4mでございます。ここに最終的に落ちる雨水幹線も直径2mの排水になっています。そこに接続する、この赤の丸のところなのですが、接続管が直径60cmという細い管になっていますので、ここのボトルネックを、管を大きくして、きちんと排水できるように対策を行って参ります。

以上です。

○議長（尾崎） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、ほかにないようでしたらば、この議第5270号でございますね、こちらの議案について採決をするということにいたしましょう。

幹事から説明がありましたとおり、審議対象にありますお手元の参考資料の2でございましたけれども、事業計画に関する意見についてのみ採択すべきか、採択すべきでないかと5項目ございましたけれども、まずは5項目について、その中に採択すべき意見書の意見があると、そのような方がいらっしゃいましたら挙手願います。意見書に5項目ございましたね。どなたかございますか、この中に採択すべきものがあると。ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（尾崎） 挙手がゼロでございますので、では本案につきましては採択すべきでない、ということに決することにいたします。

それでは、以上をもちまして本日の議事でございますが、終了いたしました。皆様方の御審議あるいは御協力、深く御礼を申し上げます。

傍聴者の方々につきましては、事務局の指示に従って御退席をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

〔傍聴者退場〕

○議長（尾崎） それでは、私ここで議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しすることにいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局 尾崎会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には長時間に渡り御審議に御協力いただき、誠にありがとうございました。

なお、配布した資料のうち、別添及び参考資料1につきましては回収させていただきますので、机の上に置いたまま御退席いただきたく存じます。

これをもちまして第249回埼玉県都市計画審議会を閉会とします。

本日はありがとうございました。

午後零時24分 閉 会